

姫路市立白鷺小中学校

いじめ防止基本方針



令和5年（2023年）4月

はじめに	2
第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
第2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	2
1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめ問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割	
(1) 学校の役割	
(2) 家庭の役割	
(3) 地域社会の役割	
第3 いじめの防止等の対策に関する本校の施策	5
1 組織及び組織図	
(1) いじめ対策組織の名称	
(2) 構成メンバー	
(3) 組織の役割	
2 いじめの未然防止	
(1) いじめを許さない雰囲気づくり	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) わかる授業づくりの推進	
(4) 自尊感情・自己有用感の育成	
3 いじめの早期発見	
(1) アンケート調査や教育相談の実施	
(2) 教職員と児童生徒との信頼関係の構築	
(3) 家庭や地域との連携	
(4) 教職員間の情報共有	
4 いじめの早期対応	
(1) 正確な事実把握	
(2) 指導体制、方針の決定	
(3) 児童生徒への指導・支援	
(4) 保護者との連携	
(5) 事後の対応	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6 家庭・地域社会との連携	
第4 重大事態への対処	9
1 重大事態の発生時の報告	
2 重大事態の調査	
3 調査結果の提供及び報告	
(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の提供	
(2) 調査結果の報告	
年間行事計画	10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。

生徒の尊厳を保持するため、本校では、義務教育9年間を通して学力の向上と人間関係力の育成を図る中で、いじめの問題の克服に向けた取り組みを推進していくこととする。これまでの小・中学校それぞれのいじめの問題を再度見直し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、すべての児童生徒に関係し、だれにでも起こり得るものである。しかしながら、その原因や状況は様々である。このことを十分に認識した上で、学校の内外を問わず、すべての児童生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるよう学校全体で組織的に取り組まなくてはならない。そのために、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、継続して、防止対策・早期発見・早期対応に努めることが重要である。

第2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

子供たちが未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍的願いである。

児童生徒にとって、学校・家庭・地域社会が、「安全・安心な学びの場」と「心の居場所となる心安らぐ生活の場」となることが重要である。そのために、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくり・地域づくりを行っていかなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下、「法」という。)において、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するかどうかを判断するに当たり、けんかやふざけであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し行う。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、

行為が行われたときのいじめを受けた児童生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係があるものを指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

4 いじめ問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

(1) 学校の役割

ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。

イ 学級活動、児童会・生徒会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業（姫路フレンドフル事業）等を通して、児童生徒に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。

ウ 児童生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊心や自己有用感、規範意識の醸成に努める。

エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で児童生徒指導を進める。

オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。

カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

ア 「子供たちは家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識したうえで家庭教育を進める。

イ 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。

- ウ 子供たちが自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。
- エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我ががいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。
- オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

- ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子供は地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ 地域行事や伝統行事を通して、子供たちに自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子供たちの標となり得るよう努める。

第3 いじめの防止等の対策に関する本校の施策

1 組織及び組織図

(1) いじめ対策組織の名称

「白鷺小中学校いじめ防止対策委員会」

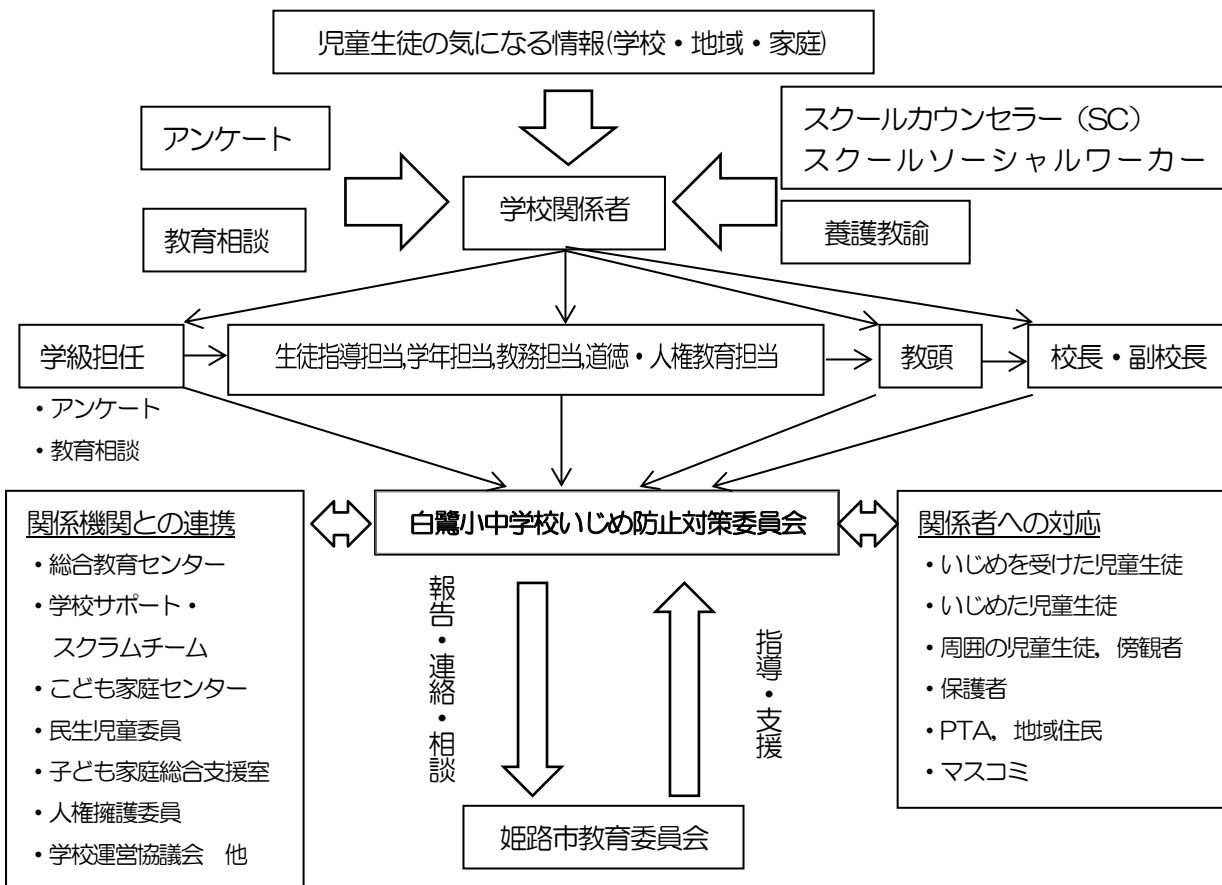
(2) 構成メンバー

校長,副校長,教頭,教務担当,生徒指導担当,道徳・人権教育担当,不登校担当
各学年担当,特別活動担当,各学年児童生徒指導係,養護教諭
(スクールカウンセラー,スクールソーシャルワーカー)

(3) 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針・年間計画の見直し及び実行
- ・学校評価(児童生徒・保護者・教職員)生徒指導目標の設定及び修正
- ・いじめの未然防止活動(アンケートの実施と活用,教育相談の計画)
- ・いじめ発生時における事実関係の把握といじめか否かの判断,及び保護者・関係機関との連携
- ・保護者や地域社会への情報提供
- ・教職員の資質向上(共通理解と対応能力の向上)のための校内研修

組織図(対応の流れ)



2 いじめの未然防止

(1) いじめを許さない雰囲気づくり

児童生徒集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に醸成する。

また、職員会議や校内研修において、本校児童生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。また、地域学習、トライやる・ウィークでの職場体験学習や修学旅行での宿泊体験(民泊)学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

授業や係活動、清掃活動など日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) わかる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因となることが多い。そこで、開発的生徒指導の観点から、学力向上を目指した授業改善を通して、一人一人を大切に、全ての児童生徒が参加・活躍できる「わかる授業づくり」を全職員で研究推進していくことに努める。また、話し合い学習を通して、児童生徒が関わり合える授業づくりに努める。

(4) 自尊感情・自己有用感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くこと大切である。学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童生徒の自尊感情・自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。具体的には、「なかよし班活動」「ボランティア活動」「弁論大会」等の行事を行う。

3 いじめの早期発見

(1) アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。期間外であっても、アンケートの内容や児童生徒の様子の変化により、タイミングを逃さず教育相談を行う。

アンケートの内容

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。
- ④ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりした。
- ⑤金品をたかられた。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされた。
- ⑨友だちがいじわるをされたりやイヤな思いをしたりしているのを見たことがある。

(2) 教職員と児童生徒との信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノートなどでの交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

(3) 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の自治会や見守り隊、関係機関等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

(4) 教職員間の情報共有

アンケートや教育相談などで知り得た、いじめについての情報については、どんな些細な内容であっても教職員全体で共有する。

4 いじめの早期対応

(1) 正確な事実把握

- ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
- イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ア 指導のねらいを明確にする。
- イ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童生徒への指導・支援

- ア いじめを受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」ことを徹底した指導を行うとともに、その児童生徒の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。

- (4) 保護者との連携
- ア 直接面談し、具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
 - イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を確認し合う。
 - ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。
- (5) 事後の対応
- ア スクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
 - イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
 - ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
 - エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。また、いじめの解消については、本人及びその保護者への面談等により確認する。
 - オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。
 - カ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - キ いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、警察等の関係機関と連携して対応する。
- (2) 外部の講師を招き、ネットいじめを含めたインターネット及びスマートフォンの利用の問題について学ぶ機会を設定する。
- (3) ノーデジタル週間を設定して、児童生徒及び保護者への啓発を行う。

6 家庭・地域社会との連携

- (1) 保護者会やPTA総会、地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針、学校いじめ防止基本方針について説明する。
- (2) 家庭訪問や保護者懇談において、児童生徒の状況について情報交換する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生時の報告

学校が重大事態であると判断した場合、学校長が教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

2 重大事態の調査

教育委員会の指導に従い、調査の主体となる組織を決定し以下のように調査を行う。

(1) 学校が主体となる場合

「白鷺小中学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

(2) 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(2) 調査結果の報告

調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添えることができる。

令和5年度 年間行事計画

月	学校行事 等	早期発見に向けた取組	未然防止に向けた取組（交流会等）
4	入学式(1年) いじめ防止対策委員会① 修学旅行(9年)		
5	学校運営協議会① スポーツフェスティバル		なかよし班①（歓迎会）
6	林間学校（4年） トライやるウィーク（8年） 自然教室（5年）	いじめアンケート① 教育相談① プロジェクト部会①	なかよし班②（交流）
7	交通安全教室（1年）	保護者会① 職員研修	ライフスキル①（お互いをもっと知ろう）
8	いじめ防止対策委員会② 学校運営協議会②		親子清掃活動
9	修学旅行(6年)		保育交流授業（1,9年） なかよし班③（交流）
10	校外学習（3年） 校外学習（1年）		なかよし班④（レクリエーション） ライフスキル②（すばらしい友だち）
11	校外学習（8年） 校外学習（4年） 文化発表会（後期課程） 音楽会（前期課程）	いじめアンケート② 教育相談②	ライフスキル③（自分の気持ちをうまく伝える） ノーデジタル週間
12	学校運営協議会③	保護者会② プロジェクト部会②	ライフスキル④（ボランティア活動）
1	とんど 夢プロジェクト（5, 6, 7年）		ライフスキル⑤（よりよい決定をする） 百人一首大会(6,7年) なかよし班⑤（交流）
2		いじめアンケート③ 教育相談③ 学級懇談会（前期課程）	なかよし班⑥（お別れ会） ノーデジタル週間
3	卒業式(9年)、前期課程修了式(6年)、 いじめ防止対策委員会③ (本年度のまとめと基本方針の見直し)	学年保護者会（後期課程） プロジェクト部会③	進級児童連絡会

※事案発生時には、速やかに「いじめ防止対策委員会」及び「職員会議」を行う

※年間を通じて登校時のあいさつ運動を行う

※教育相談は、計画以外にも必要に応じて適時行う

※特別支援学級は、適時交流を行う

※学期に1回「ノーデジタル週間」を実施して、家族でデジタル機器の利用について考える機会とする。

※コロナウイルス感染拡大防止対策のため、変更が生じることがあります。